

「2030 デジタル・ライブラリー」推進に関する検討会の議事運営等について（案）

令和5年 月 日

「2030 デジタル・ライブラリー」推進に関する検討会決定

（趣旨）

第1条 「2030 デジタル・ライブラリー」推進に関する検討会（以下「検討会」という。）の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、以下に定めるところによる。

（検討会）

第2条 検討会に属する構成員（以下「構成員」という。）の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 検討会の会議は、主査が招集する。

3 主査は、検討会の会議の議長となり、議事を整理する。

4 検討会に主査代理を置き、構成員のうちから主査があらかじめ指名する者が、これに当たる。

5 主査代理は、主査の職務を補佐し、主査が検討会の会議に出席できないときはその職務を代理することができる。

6 主査は、必要があると認めるときは、検討会に必要とする者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

（書面による調査審議）

第3条 主査は、やむを得ない理由により検討会の会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面等を構成員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問うことにより、調査審議を行うことができる。

2 前項の規定により調査審議を行った場合は、主査が次の会議において報告しなければならない。

（会議の公開）

第4条 検討会の会議及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、次に掲げる場合は非公開とすることができる。

一 非公開情報等を使用して議事を運営する場合など、主査が、非公開が適当と認める場合

二 前号に掲げるもののほか、審議の円滑な実施に影響が生じるものとして、検討会において非公開とすることが適当であると認める場合

（Web 会議システムを利用した会議への出席）

第5条 主査が必要と認めるときは、構成員は、Web 会議システム（映像と音声の送受信により会議に出席する構成員の間で同時かつ双方向に対話をすることができる会議システムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。

2 Web 会議システムを利用した構成員の出席は出席に含めるものとする。

- 3 Web 会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合、当該 Web 会議システムを利用して出席した構成員は、音声を送受信できなくなった時刻から会議を退席したものとみなす。
- 4 Web 会議システムの利用は、可能な限り静寂な個室その他これに類する環境で行わなければならない。なお、会議が非公開で行われる場合は、構成員以外の者に Web 会議システムを利用させてはならない。

(議事録の公表)

- 第 6 条 主査は、検討会の会議の議事録を作成し、構成員に諮った上で、これを公表するものとする。
- 2 検討会が、第 4 条の各号に掲げる事項について調査審議を行った場合は、主査が構成員に諮った上で当該部分の議事録を非公表とすることができる。

(議事)

- 第 7 条 検討会の会議は、構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(雑 則)

- 第 8 条 この規則に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、主査が検討会に諮って定める。